平成２４年（フ）第６０８６号
大阪府吹田市清和園町７番17号
破産者　大石　栄子
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７７４号
大阪府高槻市城南町４丁目４番22号
破産者　籔内　　元
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４１３号
大阪府八尾市東老原２丁目13番地の１　ラビスタ志紀206号
破産者　吉村工業こと　吉村　　透
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８６６号
大阪市此花区梅香１丁目25番８号　ハイツ福岡401
破産者　植村　美紀（旧姓大森）
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９７３号
大阪市此花区伝法５丁目１番44号、前住所大阪市北区長柄西１丁目５番12―205号
破産者　鳥谷尾典子
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９７５号
大阪市此花区伝法５丁目１番44号
破産者　髙垣　哲也
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０１０号
岡山市北区伊福町２―27―22　コーポＹＯＵ103号、住民票上の住所京都府八幡市欽明台中央49番地５
破産者　來山　泰志
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０７２号
神戸市東灘区西岡本１丁目14番16―503号、前住所大阪市城東区関目２丁目７番29号
破産者　元川　英明
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１６１号
大阪府高槻市栄町１丁目25番16号、前住所兵庫県三田市下深田746番地474
破産者　三笘　裕和
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４４６号
大阪市天王寺区上汐４―４―23　サンプラザ上汐403、住民票上の住所大阪市旭区中宮２丁目19番４号　パークビュー101
破産者　小野　信行
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４９４号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番107―405号
破産者　100円ショップエムズクラブこと　前田　昭彦
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５２１号
兵庫県西宮市殿山町12番18号
破産者　木村　正彦
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６２３号
大阪府東大阪市立花町９―10　レオパレス立花101号、住民票上の住所奈良県大和高田市曽大根１丁目６番１号　グリーン・ヴィラＡ棟202号室
破産者　西井　　寛
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６７４号
堺市東区日置荘西町５丁２番35号　岡村方、前住所堺市東区日置荘西町５丁２番17号
破産者　大久商店こと　髙松　基雄
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７１７号
大阪府羽曳野市高鷲５丁目３番７―203号
破産者　田中　芳治
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７２０号
大阪府富田林市高辺台１丁目５番505―102号
破産者　松下　義夫
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０９号
兵庫県加古川市加古川町溝之口111番地の４トロアハイツ２－Ｂ号
破産者　山本　勝三
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２８６号
兵庫県加古川市野口町二屋41番地の８
破産者　平井　章平
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３０１号
北九州市小倉北区高坊２丁目９番25―503号
破産者　坂本美智代
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部